

2025

令和7年

9

協会けんぽ

職場内で
ご覧ください

ふくおかだより

協会けんぽ 2024(令和6)年度決算(見込み)のお知らせ

2024年度の決算(見込み)の概要

2024年度の決算は収入が11兆8,525億円、支出が11兆1,939億円、収支差は前年度から1,923億円増加し、6,586億円となりました。

保険料収入は、賃上げ等による標準報酬月額増加や被保険者数の増加により前年度比3,492億円の増加となった一方で、保険給付費は医療費の伸びが低めに推移した影響で前年度比1,040億円の増加となっています。医療費については、新型コロナの臨時的特例廃止(2024年3月末廃止)等の特殊要因で伸びが抑えられていることが一定程度影響しており、今後の動向を慎重に見極める必要があります。

※詳しくは、協会けんぽのホームページをご覧ください。

2024年度決算(見込み) | 医療分 (単位:億円)

収入	保険料収入	106,490 (+3,492)
	国庫補助等	11,690 (▲1,184)
	その他	346 (+113)
	計	118,525 (+2,421)

支出	保険給付費	72,552 (+1,040)
	拠出金等	36,195 (▲1,030)
	その他	3,193 (+487)
	計	111,939 (+497)

単年度収支差	6,586 (+1,923)
--------	----------------

※()内は、対前年度比

※支出の「その他」は下図の「健診・保健指導経費」「協会事務費」「その他の支出」の合計

保険給付費 64.8%

協会けんぽが医療機関に支払う費用や、傷病手当金等の支払いに要する費用

高齢者医療への拠出金等 32.3%

高齢者の皆さまの医療費の一部を現役世代が負担しています。

健診・保健指導経費 1.5%

協会事務費 0.9%

その他の支出 0.5%

支出
約11.2兆円

収入
約11.9兆円

保険料収入 89.8%

被保険者・事業主の皆さまに納めていただいている保険料

国からの補助金 9.9%

その他の収入 0.3%

Q. 2024年度の決算は黒字額が増加しましたが、協会けんぽの財政は安定しているのでしょうか？

- A. 協会けんぽの財政は、当面、賃上げ等により標準報酬月額増加が見込まれるものの、
- ・現在の不安定な世界情勢が我が国の経済社会に及ぼす影響が不透明であり、これまでのような保険料収入の増加が中長期的に継続するか予測が難しいこと
 - ・協会けんぽ加入者の平均年齢の上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること
 - ・団塊の世代が後期高齢者になったことにより後期高齢者支援金の中長期的に高い負担額のまま推移することが見込まれること

等に留意が必要と考えています。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2025(2025年6月13日閣議決定)」において、診療報酬改定に関して、「2025年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。」とされており、今後の動向を注視する必要があると考えています。



令和7年度被扶養者資格再確認の ご協力をお願いいたします!



協会けんぽでは毎年、健康保険の被扶養者となっている方が現在も**資格要件を満たしているかどうかの再確認を実施しています**。ご協力をお願いいたします。

確認の対象となる方 ※今年度から変更有り

以下のいずれかに該当する被扶養者

- ☑ 健康保険の資格が**重複している可能性が高い方**
- ☑ 扶養認定に同居が要件となっている続柄の方のうち、**被保険者と別居している可能性が高い方**
- ☑ 令和6年中の課税収入額が130万円(60歳以上は180万円)の金額を超過している方
(18歳未満の者や直近で認定された者を除く)

※上記に該当する被扶養者がいない場合は、被扶養者状況リストをお送りいたしません。

実施方法

協会けんぽから「**健康保険被扶養者状況リスト**」をお送りします。

対象者が現在も被扶養者の要件を満たしているかを確認いただき、リストに必要事項をご記入のうえ、同封の返信用封筒でご提出ください。

扶養解除となる被扶養者の方がいる場合

確認の結果、扶養解除となる場合は被扶養者状況リストと被扶養者異動届※をご提出ください。

※扶養解除の迅速化のため、被扶養者異動届は可能な限り電子申請により、日本年金機構へお届けください。(詳しくは右の二次元コードからご確認ください。)



なお、電子申請によるお届けが難しい場合は、被扶養者状況リストに同封の被扶養者調書兼異動届を協会けんぽへご提出ください。

送付期間

令和7年10月中旬から下旬(予定)にかけて順次送付

令和6年度の実績

- 扶養解除者数:約6.3万人
- 高齢者医療制度への負担軽減額:約11億円
(効果額)

提出期限

令和7年12月12日(金)

福岡県医師会からのお知らせ



～働くひとの健康を守るために～

産業保健とは、労働者の健康を守る活動のことです。事業場は、抱える労働者の人数に関わらず、労働者が安心して働くことができるように産業保健事業に取り組む必要があります。

令和7年5月14日に公布された改正労働安全衛生法に伴い、労働者数50人未満の小規模事業場においてもストレスチェックの実施が**義務化**となります。

義務化に備えた各事業場での体制づくり、その他ご相談は福岡県内に12か所設置されている**地域産業保健センター**までご連絡ください。



←地域産業保健センター
についてはこちら

産業医傷害保険の加入はお済みですか?

産業医傷害保険は福岡県産業医学協議会が保険契約者となっており、産業医の先生方の万一の場合に備える補償制度です。

嘱託産業医の方々が職務遂行中に受けた災害については**労災の適用外**となっています。

各事業場での加入に、ご理解とご協力をお願いいたします。



←産業医傷害保険は
こちら

